

(令和8年9月18日開催分)

〔出席者〕

湊総長

稲垣理事、岩井理事、江上理事、國府理事、澤田理事、榎木理事、野崎理事、引原理事、吉田理事

〔オブザーバー〕

石川副学長、大嶋副学長、河野副学長、塩見副学長、杉野目副学長、高倉副学長、立川副学長、時任副学長、米田副学長、山口監事、吉貴監事

- ・令和8年度第9回役員会議事録（案）について、了承された。

議 事

1. 基礎物理学研究所規程の一部改正について

基礎物理学研究所規程について国際共同利用・共同研究拠点として、特定の分野に限定されない理論研究の先端拠点であることを明確にするとともに、理論物理学の全分野にわたる多様な研究テーマを扱う現行の体制との整合を図ることに伴い、その目的に関する規定を整備するため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

2. 京都大学国際交流会館規程の一部改正について

本学の「京都大学国際交流会館規程」の対象施設に「みずき国際交流会館」を追加するため、同規程の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

3. 国立大学法人京都大学運営方針会議規程の一部改正について

国立大学法人法第12条第6項の基準その他の総長の選考に関する事項に対して運営方針会議が意見をする権限に関する規定を改めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

4. 診療報酬改定に伴う手当の特例を定める規程の制定について

令和8年度の診療報酬改定により、医療従事者の処遇改善を要件とする新たな診療報酬が設けられたことに伴い、対象となる教職員に手当を支給するため、特例規程を新たに制定することについて説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

5. 宿舍の貸与資格拡大に伴う国立大学法人京都大学宿舍規程等の一部改正について

宿舍の貸与資格に係る規定を改めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

6. 令和8年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等について
京都大学における令和8年度国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書等について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
7. 国立大学法人京都大学会計規程の一部改正及び大学運営基金規程の制定について
国際卓越研究大学の認定を受け、体制強化計画の一環として中期財政計画を策定していくため、国立大学法人京都大学会計規程において所要の改正等を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。あわせて、中期財政計画を策定するにあたり必要となる、大学運営基金規程について新たに制定することについて説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
8. 京都大学教員の任期に関する規程の一部改正について
iPS 細胞研究所において雇用する教員の任期に関して見直しが行われたことに伴い、任期に係る規定を改めるため、所要の改正を行う旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
9. 役員退職手当に係る業績評価についての一部改正について
第4期中期目標期間における自己点検・評価及び業務実績に係る評価の方法の変更並びに総長選考・監察会議の職務の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
10. 全学的なリスクマネジメント体制の構築について
リスク・コンプライアンス委員会、リスクマネジメント支援オフィス、全学調査委員会を10月1日より設置することに伴い、各種規程を制定及び改正する旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
11. 人材戦略会議の設置について
国際的に卓越した研究大学にふさわしい人材配置を実現するため、人材戦略の策定・実行及び本学のマネジメント職の人材マネジメントを担当する人材戦略会議を設置する旨説明があり、審議の結果、原案通り決議した。
12. On-site Laboratory の認定と認定終了について
On-site Laboratory 2 件の認定および、1 件の認定終了について説明があり、審議の結果、原案通り決議した。

13. 令和 9、10 年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃等について
令和 9 年度及び令和 10 年度における教育研究組織（機構等を含む）の設置・改廃
等に係る以下の事項について、企画委員会での審議の結果について説明があり、審議
の結果、原案通り決議した。

■ 令和 9 年度

- ・ 農学研究科附属国際食料システム研究センターの設置
- ・ 農学研究科附属教育研究施設（附属農場及び附属牧場）の改組

■ 令和 10 年度

- ・ 農学研究科 7 専攻の統合による食料生命環境科学専攻の設置

14. 子会社 3 社の臨時株主総会について

以下の 3 子会社の臨時株主総会の議題（監査役選任等）を説明し、株主総会に先立
ち決議事項について本学が株主として決議すること、及び当該決議について会社法第
319 条第 1 項の規定に基づき書面による同意の意思表示を行うことについて説明が
あり、審議の結果、原案通り決議した。

- ・ 株式会社 TLO 京都
- ・ 京大オリジナル株式会社
- ・ iPS アカデミアジャパン株式会社

15. 重要な財産（建物改修）の寄附受け入れについて

重要な財産（建物改修）の寄附受け入れについて説明があり、審議の結果、原案通り
決議した。